様式第３号（第８条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

|  |
| --- |
| 収入 |
| 項目 | 収　入　額 | 摘　要 |
| 市補助金 | 円 |  |
| 自己資金 | 円 |  |
| 借入金 | 円 |  |
| その他 | 円 |  |
|  |  |  |
| 合計 | 円 |  |

|  |
| --- |
| 支出 |
| 補助対象経費 | 該当する事業番号 | 支出科目 | 支　出　額 | 摘　要 |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
| 小計 |  | 円 |  |
| 補助対象外経費 |  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
|  |  | 円 |  |
| 小計 |  | 円 |  |
|  | 合計 |  | 円 |  |

（誓約事項）

□　収入額の合計と支出額の合計が同じ金額であることを確認しました。

□　補助対象経費については算出の根拠となる書類（見積書等）を添付しました。

□　国、地方公共団体又は一般社団法人静岡県トラック協会等から交付を受けた補助金等に相当する額は、補助対象経費に含めていないことを確認しました。

□　（タイヤを購入する場合）脱炭素への貢献が見込まれるもの又は現在使用しているものより燃費の改善が見込まれるものであることを確認しました。

※　確認したら□に✓を付けてください。

（注意事項）

※　市補助金は、補助対象経費の３分の２以内（千円未満切り捨て）とすること。

※　補助上限額は、以下のとおりとする。

・一般・特定貨物自動車運送事業者　上限100万円

　ただし、「脱炭素の推進又は燃料の使用量の軽減に資する資機材を購入する事業」については、

50万円を限度とする。

・貨物軽自動車運送事業者　上限３万円

※　事業実施期間後の役務やサービスの提供等に係る費用は、補助対象経費に含まれません。